

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第1区分
 【発行日】平成19年12月13日(2007.12.13)

【公表番号】特表2007-509748(P2007-509748A)

【公表日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【年通号数】公開・登録公報2007-015

【出願番号】特願2006-538229(P2006-538229)

【国際特許分類】

B 0 1 D 35/02 (2006.01)

F 2 5 C 1/24 (2006.01)

F 2 5 D 11/00 (2006.01)

【F I】

B 0 1 D 35/02 Z

F 2 5 C 1/24 3 0 9 Z

F 2 5 D 11/00 1 0 2 B

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月25日(2007.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の壁と、第2の壁と、前記第1の壁および前記第2の壁の間の断熱体とを有する機器本体と；

前記断熱体内に埋込まれた水流部品または前記水流部品の一部を備える水ろ過装置と、ここで、前記水流部品が、隔壁取付け部品を備え、前記隔壁取付け部品が、入口ポート、出口ポート、および電気接続を備え；

を含む機器。

【請求項2】

ろ過マニホールドとカートリッジフィルタとを含み、前記カートリッジフィルタが、ろ過回路がマニホールド入口とマニホールド出口との間に画定されよう、前記ろ過マニホールドに作動可能に接続され、ここで少なくとも1つの水流部品または前記少なくとも1つの水流部品の一部が、断熱性構造体内に埋込まれる、断熱された機器と共に使用する水ろ過装置。

【請求項3】

断熱性気泡体と、隔壁取付部品と、前記隔壁取付部品に接続された少なくとも1つの管部とを含み、ここで、前記隔壁取付部品および前記少なくとも1つの管部の両方が、前記断熱性気泡体内に部分的に埋込まれる、断熱された構造体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

いくつかの代表的な実施形態において、水流部品(以下、水ろ過部品ともいう。)またはその一部が金型内に配置され、それにより、水ろ過部品またはその一部が、構造部材内

にあり、より小さい内部の使用可能な貯蔵空間を占め、それにより、消費者の使用のためのより大きい使用可能な貯蔵空間を空ける。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

いくつかの代表的な実施形態において、図7、図8、図9、図10および図11に示されているように、隔壁取付部品100は水ろ過装置132に取り付けることができる。たとえば、いくつかの代表的な実施形態において、水ろ過装置132は、隔壁取付部品100に加えて、マニホールドアセンブリ134と、カートリッジフィルタ136とを含むことができる。水ろ過装置132は、たとえば、そのすべてを本開示と矛盾しない程度に参照により本明細書に取り込んでいる、「滴のたれない浄化マニホールドおよびカートリッジ(Dripless Purification Manifold and Cartridge)」という名称の、Magunusonらへの米国特許第6,027,644号明細書、「こぼれの少ない交換可能な水フィルターアセンブリ(Low Spillage Replaceable Water Filter Assembly)」という名称の、Fritzeの米国特許第6,632,355号明細書、「フィルターアセンブリ(Filter Assembly)」という名称の、Fritzeの米国特許第6,649,056号明細書、および「水フィルターアセンブリ(Water Filter Assembly)」という名称の同時係属中の米国特許出願第10/445,372号明細書に記載されているような代替構成を含むことができる。同様に、カートリッジフィルタ136は、たとえば、上で取り込んでいる開示に記載され開示されているような構成、ならびに、各々を本開示と矛盾しない程度に参照により本明細書に取り込んでいる、同時係属中の米国特許出願第09/618,686号明細書、米国特許出願第09/929,920号明細書、米国特許出願第10/196,340号明細書、米国特許出願第10/202,290号明細書および米国特許出願第10/406,637号明細書に記載された構成などのさまざまな代替構成をとることができる。マニホールドアセンブリ134を、本開示の精神および範囲から逸脱することなく、並列または直列配列で、複数のカートリッジフィルタ136を収容するように適合させることができることが、当業者によってさらに理解されるであろう。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

マニホールドアセンブリ134およびカートリッジフィルタ136を、カートリッジフィルタ136がマニホールドアセンブリ134に選択的に取り出し可能および/または取り付け可能であるように適合させることができる。たとえば、先に取り込んでいる開示に説明され示されているような螺旋状ランプ、角度をつけられたタブおよび対応するレシーバなどの要素の使用によって、カートリッジフィルタ136の、マニホールドアセンブリ134への回転自在な相互接続を考慮するように、マニホールドアセンブリ134およびカートリッジフィルタ136を構成することができる。あるいは、本開示と矛盾しない程度に参照により本明細書に取り込んでいる、同時係属中の米国特許出願第10/210,890号明細書に説明され示されているような摺動可能な係合機構によって、マニホールドアセンブリ134およびカートリッジフィルタ136を作動可能に接続することができる。さらに、たとえば、各々を本開示と矛盾しない程度に参照により取り込んでいる、「カートリッジアダプタ(Cartridge Adapter)」という名称の、Fri

t z e の米国特許第 6 , 3 6 0 , 7 6 4 号明細書、および「カートリッジアダプタ (C a r t r i d g e A d a p t e r) 」という名称の、F r i t z e の米国特許第 6 , 4 2 6 , 0 0 1 号明細書に記載されたアダプタなどのアダプタの使用によって、マニホールドアセンブリ 1 3 4 およびカートリッジフィルタ 1 3 6 を作動可能に接続してもよい。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 4】

いったん、隔壁取付部品 1 0 0 、入口管 1 1 6 、出口管 1 1 8 a 、 1 1 8 b および配線対 1 2 6 a 、 1 2 6 b が配置されると、機器の断熱性を加えることができる。たとえば冷蔵庫などの冷蔵機器を製造する現在の方法は、図 1 6 に示されているように、外部機器壁 1 9 4 に対して、内側ライナ、たとえば冷蔵ライナ 1 7 8 またはフリーザライナ 1 8 6 を現場発泡することを含む。冷蔵ライナ 1 7 8 と外部機器壁 1 9 4 との間に作動可能配置された気泡体 1 9 6 が、冷蔵ライナ 1 7 8 および外部機器壁 1 9 4 を相互に関し作動可能に接合し配置しながら断熱と機械的一体性を提供するという二重目的を果たす。現場発泡作業を用いることによって、内側ライナと外部壁との間のコネクタおよび支持体の使用を低減するかなくすことができ、これらの接続部のコストを減少させ、また、そのような接続部を通るいかかる熱伝導もなくすのに役立つことができる。この現場発泡作業などは、水ろ過装置部品またはその部分を、気泡体と部品との間に密接な接触があると共に気泡体の構造的一体性を破壊せずに部品を取り出すことができないように、気泡体内に埋込む。適切な気泡体としては、ポリウレタン気泡体および同じ機能を行うことができる同種のものが挙げられるが、これらに限定されない。適切な現場発泡方法および説明が、たとえば、そのすべてを本開示と矛盾しない程度に参照により本明細書に取り込んでいる、「発泡プラスチック断熱体を有する断熱容器 (H e a t I n s u l a t e d C o n t a i n e r H a v i n g F o a m e d P l a s t i c I n s u l a t i o n) 」という名称の、Morrison の米国特許第 2 , 5 5 2 , 6 4 1 号明細書、「冷蔵庫アセンブリを製造する方法 (M e t h o d o f M a k i n g a R e f r i g e r a t o r A s s e m b l y) 」という名称の、Carbary らの米国特許第 3 , 4 4 0 , 3 0 8 号明細書、「冷蔵庫キャビネット (R e f r i g e r a t o r C a b i n e t s) 」という名称の、Kitson の米国特許第 3 , 7 0 7 , 4 2 3 号明細書、「冷蔵庫を組立てる方法 (M e t h o d o f A s s e m b l i n g a R e f r i g e r a t o r) 」という名称の、Taylor , Jr. らの米国特許第 4 , 7 7 1 , 5 3 2 号明細書、「冷蔵庫キャビネットを製造する方法 (M e t h o d o f M a k i n g a R e f r i g e r a t o r C a b i n e t) 」という名称の、Winterheimer らの米国特許第 5 , 0 3 3 , 1 8 2 号明細書、および「冷蔵庫ドア構成 (R e f r i g e r a t o r D o o r C o n s t r u c t i o n) 」という名称の、Schmidt らへの米国特許第 5 , 7 0 4 , 1 0 7 号明細書に開示されている。